

“ おおかわ信金 ” の ここが知りたい！ Q & A

平成 1 7 年 1 0 月



“ おおかわ信金 ” のここが知りたい！ Q & A

Q1．平成17年3月期の決算内容と健全性について聞かせてください。

平成17年3月期決算は、地場産業の資金需要の低迷や倒産等の影響による貸出残高の落込みで資金運用収益は減少しましたが、外為・役務収益の増加、有価証券残高の積上げと共に有価証券運用における運用実績の大幅な改善などにより、当期純利益は3億5百万円を計上いたしました。又、金融機関の健全性を示す自己資本比率は対前期比1.30ポイント上昇し13.69%となり、経営体質は更に強固なものとなりました。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本総額 (6,955百万円)}}{\text{リスク・アセット (50,781百万円)}} \times 100 (\%)$$

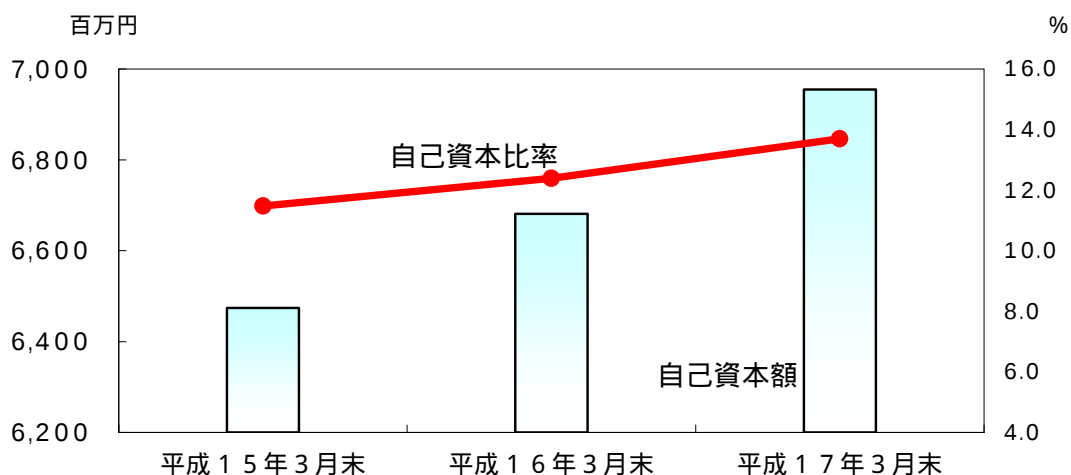
13.69%

○自己資本比率について

自己資本比率は、一般的には総資産に占める「自己資本」の割合のことで、自己資本比率が高いほど経営が健全、安定しているとされます。

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性を示す重要な指標で、自己資本比率の水準（自己資本充実の状況）に応じて金融庁より業務改善命令が発せられることがあります。

信用金庫は、国内に特化する金融機関ですから国内基準で4.0%以上を維持するように定められていますが、当金庫の自己資本比率は、13.69%を確保しており十分な体力を備えています。



	自己資本額 (百万円)	自己資本比率 (%)
平成15年3月末	6,474	11.48
平成16年3月末	6,681	12.39
平成17年3月末	6,955	13.69

“ おおかわ信金 ” のここが知りたい！ Q & A

Q 2 . 平成 1 7 年 3 月期の預貸資金の状況は？

【預 金】

企業の業績低迷に伴う預金取崩し等により一般法人預金は28億円減少しましたが、個人預金を中心として地域に密着した営業活動を展開した結果、個人事業主を含む個人預金は期末現在で前期比33億14百万円増加し、預金合計では前期比5億13百万円増の1,073億66百万円となりました。

【貸出金】

地域住民の方へ住宅ローン、消費者ローン、アパートローン等の安定的な資金供給に努めましたが、地場産業の長引く不況による資金需要低迷の影響が大きく、貸出金残高は前期比19億47百万円減少し634億円となりました。

○営業エリア内の（預金・貸出）シェア

主な営業エリア

福 岡 県 大 川 市

〃 三 漕 郡 大 木 町

〃 久 留 米 市 城 島 町

〃 三 漕 町

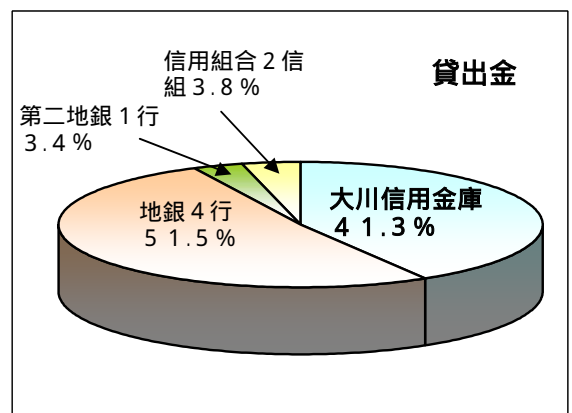
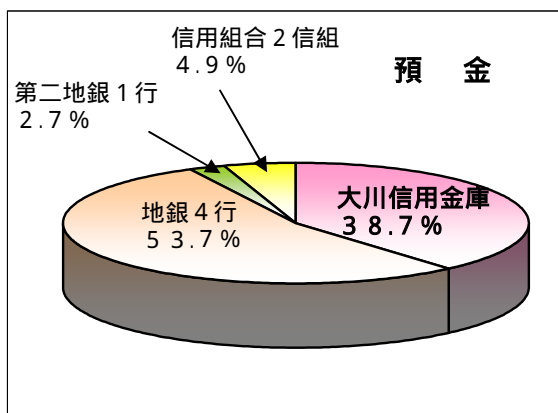
佐 賀 県 諸 富 町

人口 9 6, 8 7 7 人

世帯 2 9, 6 0 5 世帯

(平成17年3月末現在)

当金庫エリア内に金融機関は、当金庫、地銀4行、第二地銀1行、信組2信組の計8金融機関(農協・郵便局除く)があります。平成17年3月末での当金庫営業エリア内シェアは、預金38.7%、貸出金41.3%で地域ナンバーワンを堅持しています。



【当金庫の展望と課題】

当金庫が地域社会から求められている喫緊の課題は、地域の中小零細企業などの支援・育成を通じて「地域社会の再生・活性化」を図っていくことにあります。また、お客様に安心してお取引いただくために計画的に不良債権比率を下げていくとともに、今後も恒常的に発生し得る信用コストに十分対応できるよう収益力・経営体力の強化に取り組み「地域社会との共存共栄」の理念の下、地域社会に期待され、信頼される信用金庫を目指してまいります。

“ おおかわ信金 ” のここが知りたい！ Q & A

Q3．不良債権処理について教えてください。

リスク管理債権と金融再生法に基づくの開示基準との差は主に、リスク管理債権の対象は貸出金のみであるのに対し、金融再生法に基づく開示基準の対象は貸出金のほか、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返と範囲が広いことや、リスク管理債権における破綻先債権・延滞先債権には利息支払いがあっている貸出金は含まれないこと等によるものです。

自己査定の債務者区分	リスク管理債権		金融再生法開示債権
	対象債権	貸出金	貸付有価証券、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、債務保証見返
破綻先債務者 実質破綻先債務者	破綻先債権		破産債権及びこれらに準ずる債権
	延滞債権		
破綻懸念先債務者	延滞債権		危険債権
要注意先債務者 (うち要管理先債務者)	3ヶ月以上延滞債権		要管理債権
	貸出条件緩和債権		
(うち要管理先債務者以外)			
正常先債務者			

金融再生法に基づく開示債権は、すべてが回収不能ではありません。この開示額には担保・保証等による保全があり、回収できる金額も含まれています。当金庫では、厳格な自己査定を実施し、将来発生すると見込まれる損失に備えて引当てをおこなっております。また、正常債権に対しても将来の発生に備えて3億97百万円の引当金を積み立てており万全の対策をとっています。

“ おおかわ信金 ” のここが知りたい！ Q & A

Q 4 . リスク管理債権の引当・保全状況は？

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円、％)

区 分		残 高	担保・保証等	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成 1 5 年度	1,368	957	411	100.0
	平成 1 6 年度	734	581	153	100.0
延滞債権	平成 1 5 年度	5,517	3,150	2,331	99.3
	平成 1 6 年度	5,182	3,438	1,698	99.1
3 ヲ月以上延滞債権	平成 1 5 年度	51	41	10	100.0
	平成 1 6 年度	189	145	44	100.0
貸出条件緩和債権	平成 1 5 年度	1,184	780	404	100.0
	平成 1 6 年度	1,652	921	731	100.0
合 計	平成 1 5 年度	8,120	4,928	3,156	99.6
	平成 1 6 年度	7,757	5,085	2,626	99.4

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円、％)

区 分	年 度	開示残高 (a)	保全額 (b)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
			担保・保証等 による回収見 込額 (c)				
金融再生法上の 不良債権	平成 1 5 年度	8,661	8,625	5,469	3,156	99.6	98.9
	平成 1 6 年度	8,366	8,320	5,182	3,138	99.5	98.6
破産更正債権及びこ れらに準ずる債権	平成 1 5 年度	2,147	2,147	1,605	542	100.0	100.0
	平成 1 6 年度	1,403	1,403	1,052	351	100.0	100.0
危険債権	平成 1 5 年度	5,279	5,243	3,043	2,200	99.3	98.4
	平成 1 6 年度	5,122	5,076	3,064	2,012	99.1	97.8
要管理債権	平成 1 5 年度	1,235	1,235	821	414	100.0	100.0
	平成 1 6 年度	1,841	1,841	1,066	775	100.0	100.0
正常債権	平成 1 5 年度	60,691					
	平成 1 6 年度	58,574					
合 計	平成 1 5 年度	69,352					
	平成 1 6 年度	66,940					

“ おおかわ信金 ” のここが知りたい！ Q & A

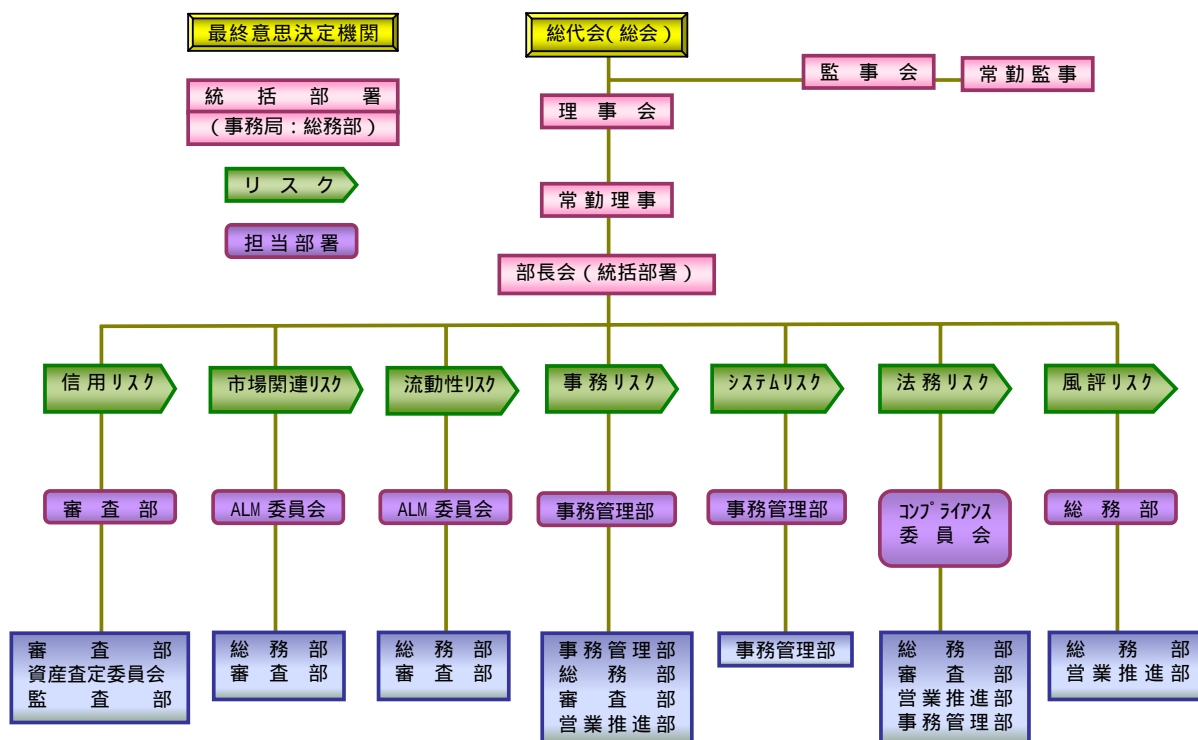
Q 5 . リスク管理体制はどうなっているのですか？

金融の自由化・国際化・情報技術の進展にともない、金融機関を取り巻く環境は、日々変化しており、管理すべきリスクも多様で複雑なものとなっています。当金庫では、リスク管理の確実な実践が強固な内部管理態勢を確立するうえで必要不可欠な経営事項と位置付けており、経営の健全性維持と安定収益の確保を目指して、リスク管理態勢の充実・強化に努めています。

業務上、管理すべきリスクについては、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクに係るリスクの7つに区分し、統合的なリスク管理体制のもとでリスクの分散化、極小化に努めています。

具体的には、「リスク管理基本規程・リスク管理部門規程」の制定や「コンティンジェンシー・プラン（緊急時対策マニュアル）」「与信取引説明マニュアル」「苦情・トラブル対応マニュアル」「風評リスク対策（Q & A）」等を策定し、研修等の実施により徹底を図っています。

リスク管理に関する体系図



“ おおかわ信金 ” のここが知りたい！ Q & A

Q 6 . コンプライアンス（法令等遵守）をどのように徹底しているのですか？

コンプライアンス（Compliance）とは、各種の「法令」をはじめ金庫の内部規程から様々な社会規範、あるいは良識といった広い意味でのルールを遵守することを意味します。

当金庫では、信用金庫法に基づく協同組織金融機関としての高い公共性と、地域社会・経済の発展に寄与するという社会的使命と責任の大きさを十分に認識し、健全・堅実な業務活動を行い、社会的責任を果たしていくことを経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

● 倫理綱領

信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

キメ細かい金融などサービスの提供と地域社会発展への貢献

創意と工夫を活かした金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営

反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力は、これを断固として排除します。

経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

● コンプライアンス体制の整備

当金庫では、総務部を統括部署とし、全店にコンプライアンス担当を配置してコンプライアンスの周知徹底に努めています。また、総務部内に「お客様相談室」を設置し、お客様から寄せられたご意見や苦情等への対応とトラブルの再発防止に努めるとともに監査部によるモニタリングを定期的実施しています。

● コンプライアンス関連規程等の整備

当金庫では、コンプライアンス実現のための具体的な手引書として、「基本方針」「職員心得」「遵守すべき法令」等を内容とする『コンプライアンスマニュアル』を制定し、全役職員に周知徹底しています。

“ おおかわ信金 ” のここが知りたい！ Q & A

Q 7 . 個人情報保護法とはどのような法律ですか？

高度情報社会に向けて、個人情報の保護と個人情報の活用の両方を大切にしていいため個人情報を使って事業をしている企業や団体個人（個人情報取扱事業者といひます）に対して、個人情報に正しく取り扱ふように義務づけた法律です。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

2 0 0 5 年 4 月 1 日
大川信用金庫

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる住所・氏名・電話番号・生年月日等、特定の個人を識別することができる情報をいひます。個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示ポスター等でご覧いただけます。また当金庫の個人情報の取扱に関するご質問・苦情の申立てにつきましては、下記の相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

大川信用金庫 総務部

住 所：〒831-0004 大川市大字榎津 305-1

電話番号：0 9 4 4 - 8 6 - 6 9 3 0

F A X：0 9 4 4 - 8 7 - 1 0 1 1

E メール：osk@po.saganet.ne.jp

“ おおかわ信金 ” のここが知りたい！ Q & A

Q 8 . カード犯罪に対する対応策はどうなっていますか？

キャッシュカードの紛失・盗難・偽造が大きな問題になっています。ATM やデビットカードのご利用時の覗き見、生年月日、電話番号などから推測するなどして暗証番号を入手し、不正に預金を引き出される被害が増えています。

当金庫では、今後ともお客様に安心してカードをご利用いただけるよう、カード犯罪に対する対応を強化しています。

【キャッシュカードは、暗証番号を知られなければ払出しは不可能です。】

- 暗証番号は「生年月日」「電話番号」「住所の番地」「車のナンバー」など、他人に推測されやすい暗証番号は避けていただくよう、店頭ポスター掲示、ATM へのステッカー貼付で注意喚起を行っています。
- ATM ご利用時の覗き見防止のため、後方確認のミラーやつい立を設置しております。

【当金庫の偽造・盗難カード対策】

- 暗証番号の変更はATM ご利用時に、お客様自身でいつでも行えます。
- 当金庫キャッシュカードによる1日の現金お引き出し限度額を引き下げ、200万円に変更しております。
- お客様のお申し出によるお引き出し限度額を1万円～200万円の範囲内で、1万円単位で自由に変更できます。また、1日のお引き出し回数の設定もできます。変更等をご希望のお客様は、キャッシュカード発行店の窓口にてお手続きができます。



“ おおかわ信金 ” のここが知りたい！ Q & A

Q 9 . 地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラムってなんですか？

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」については、「集中改善期間」の平成 15 年 4 月から平成 17 年 3 月までの 2 年間に於いて、地域金融機関は間柄重視の機能強化を通じて地域貢献、すなわち中小企業の再生と地域経済の活性化に取り組みました。その実績を踏まえて金融庁は「金融改革プログラムー金融サ・ビス立国への挑戦 - 」を策定し、金融機関が実行すべき改革の筋道（ロードマップ）を公表いたしました。

このことは、平成 17 年 4 月から平成 19 年 3 月までの今後 2 年間に「重点強化期間」として、「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る」こととされています。

新アクションプログラム(平成 17 年度～18 年度)の概要は次の通りです。

・ 基本的な考え方

- 1 . 地域密着型金融の継続的な推進。
- 2 . 地域密着型金融の本質を踏まえた推進。
- 3 . 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進。
- 4 . 情報開示等の推進とこれによる規律付け。

・ 具体的な取り組み

《1.事業再生・中小企業金融の円滑化》	《2 . 経営力の強化》	《3 . 地域の利用者の利便性向上》
(1)創業・新事業支援機能等の強化。	(1)リスク管理体制の充実。	(1)地域貢献等に関する情報開示。
(2)取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化。	(2)収益管理体制の整備と収益力の向上。	(2)地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立。
(3)事業再生に向けた積極的取り組み。	(3)ガバナンスの強化。	(3)地域再生推進のための各種施策との連携等。
(4)担保・保証に過度に依存しない融資の推進等。	(4)法令等遵守（コンプライアンス）体制の強化。	
担保・保証に過度に依存しない融資の推進。	(5)IT の戦略的活用。	
中小企業の資金調達手法の多様化等。		
(5)顧客への説明体制の整備、相談苦情処理機能の強化。		
(6)人材の育成。		